

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第四回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 十二月十一日（水）午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 議案第八十号 昭和五十九年度福生市一般会計決算認定について（審査報告）

日程第三 議案第八十一号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について（審査報告）

日程第四 議案第八十二号 昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について（審査報告）

日程第五 議案第八十三号 昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について（審査報告）

日程第六 議案第八十四号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について（審査報告）

日程第七 議案第八十五号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計決算認定について（審査報告）

日程第八 議案第九十一号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第九十二号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第九十三号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算（第五号）

日程第十一 議案第九十四号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第十二 議案第九十五号 昭和六十年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

日程第十三 陳情第六十一号 国立病院・療養所の充実に関する陳情書

日程第十四 陳情第六十一号 大型間接税の導入とりやめを求める陳情書

日程第十五 陳情第六十一号 母子保健法改定に関する陳情書

一 本日の議事日程は六のとおりである。

昭和六十年第四回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 十二月十一日（水）午前十時

- 日 程 第一 議案第八十号 昭和五十九年度福生市一般会計決算認定について（審査報告）
- 日 程 第二 議案第六十一号 母千利製粉株式会社に関する期計畫（審査報告）
- 日 程 第三 議案第六十二号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計決算認定に
ついて（審査報告）
- 日 程 第四 議案第六十三号 国立病院・東養老の充実に関する期計畫（審査報告）
- 日 程 第五 議案第六十四号 昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計決算認定に
ついて（審査報告）
- 日 程 第六 議案第六十五号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第七 議案第六十六号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第八 議案第六十七号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第九 議案第六十八号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十 議案第六十九号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十一 議案第七十号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十二 議案第七十一号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十三 議案第七十二号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十四 議案第七十三号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十五 議案第七十四号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十六 議案第七十五号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十七 議案第七十六号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十八 議案第七十七号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第十九 議案第七十八号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第二十 議案第七十九号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）
- 日 程 第二十一 議案第八十号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）

午前十時 開議

○議長（森田治男君） おはようございます。ただいまから昭和六十年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので事務局長として諸般の報告をいたします。

（井上議会事務局長報告）

一 陳情書目の受理について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 本日の議事運営につきまして議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報

を申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに陳情書が二件提出されましたので本日の日程の最後に追加して審議願うことといたしました。

さらに昨日残りしました一般質問を冒頭にお願ひし、それ以外は初日の日程の順序のとおりといたしました。

陳情書二件の取り扱ひについては、付託表のとおりそれぞれがその委員会に付託し審直願うことといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願ひ申し上げまして、報告いたします。

○議長(森田治男君)

ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森田治男君)

これより日程に入ります。

日程第一 初日に引き続き一般質問を行います。

一般質問についてはすでに通告されておりますので、通告の順に従ひ発言を許します。

十二番 遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君)

おはようございます。通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

質問項目は四つありましてそれぞれ細かいくところにあつてゐるところもあり、すので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

一番目が米軍横田基地についてです。

横田基地の現状を今さら御説明するまでもないとは思ひますので進めていきたいと思ひますが、実は先般十一月の七日から二十日の日にかかりまして日本の自衛隊と米軍との合同演習が東富士、北富士で行われました。それらのものは陸上自衛隊と陸軍の演習でしたので横田は関係がなだらう、我が町には影響はあるまいというふうに思つたんですが、実はそのうちの十一月の十八日から二十日の間、その訓練に対地支援、つまり地上で行つてゐる演習に對して穴から支援をする飛行機で、戦闘機で支援をするという訓練があることがわかりまして、そのことで実際に市民には幾つかの驚きがあつたといふことも含めまして質問をしていきたいと思ひます。

実は、その対地支援という形で三沢の基地にありますF16が四機支援という形で

横田基地に来ております。その四機がそれぞれ実は十七日ぐらいから練習を始めて、朝二回、夕方二回という形で東富士から北富士へ飛んで行って、また戻ってくるというような訓練を続けてました。大変に騒々しい日になりまして特に十九日にはそのうるささがピークに達したというふうに考えています。何人もの議員の皆様お気づきになったと思いますけれども、立川市では公害測定車を出しまして、立川市と福生市とのちょうど近接地帯、隣接地帯のあたりに公害測定車を出して測定もしていたように思われますけれども、これら日米合同演習時のF16の飛来、実際市民は大変な騒音を聞き取りますけれども、それだけでも、これらのことについては市長はどのように理解をされていたのかということ、あるいはどのような形でこれから対処をするのかということについて伺いたいと思います。

昨年の九月にもみろのく、84という形でフィリピンにいるアメリカ軍のファントム戦闘機がやはり四機飛来して大変騒々しい音を立てていったわけですが、何か演習があるにばかり対処支援あるいは空での訓練のときには横田基地が輸送基地だといえますけれども、現実には訓練基地という形で使われているわけです。そのことそのものは輸送基地というふうに理解をしている我が市におきましても多少基地の対応の違いというものがあるのではないかと考えますけれども、そのあたりはどのように基地と話し合われているのか、あ

るはこれからどのように対応していくのかを伺っておきたいと思っております。

基地の対応に続きまして、通告の順番が入れかわっておりますけれども、もうすぐお正月がやってくるわけです。本年もせめて正月三日ぐらいだけでも飛行機が飛ばないような形はないものかという市民の切実な願いがあります。もちろん一日も飛ばなければ最もよいわけですが、実際に世論調査を見ましても一日に四十数回の飛来があるということが報告をされていきます。一日二十四時間生きている飛行場ですし、ほかの大阪や、あるいは羽田といった民間空港とは違っていて一晩じゅう飛行機の飛ばす所です。せめてその後でもというふうに思いましたけれども、前年もそのような形で一月三日につきましては基地との話し合いにおきまして飛ばないだろうというふうなことがあったんですが、実は本年の三月の一般質問のときにはっきりしましたけれども、実は一月中の飛行回数が一番多かったのが一月二日であるというふうなデータが出てまいりました。数字というものは恐ろしいと思えますけれども、確かに三日のうちの二日かうるさかった。これしもこんなんでは困るというふうな声もあります。そのところについてはどういうふうに対策を立てておられたり、あるいは市長は基地との話をしているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

最近、大変に低空で飛んでいる輸送機も多くなって十二月の二十五日には市役所の真

上を大変に低く、しかも着陸態勢——足を出したままで飛び去るC14の飛行機が飛んだのも覚えていらっしゃる方も何人もいらっしゃると思いますし、そのときには市民の皆さんから何件かの電話が企画の方にも入っていると思います。そういうこともありまして、市内での飛行の問題で、あるいは正月の三日の問題につきましてどのように考えられているかというのを伺っておきたいというふうに思います。

三番目に通告をしました市民生活への影響目という事です。

これは少し具体的な質問になりますからぜひよくお願いしたいと思いますけれども、昨日、小野沢議員の方からも市内における路上駐車の問題、不法駐車の問題というところが特に出てきたというふうに思っております。現実はこの問題に關しましてやはり基地の近くの側、つまり福生でございますとわらうけ街道近辺とか、あるいは東福生の近辺とかの所で大変に不法駐車による市民生活への影響というのが大になっておりますので、ここで質問をしておきたいというふうに思います。

具体的には、市内の小中学校の生徒、児童の通学路で、あるいは保育園に通うようなお母さんや子供たちの通園路に当たる所に大変に不法な駐車が多いということの指摘をしておきたいと思えます。三カ所の例を挙げましょう。

一カ所目は法務省通りを上がって行きますと、基地の方向に向かつて一六号線にぶつかります。それから目白病院の方に曲がりますけれども、その一六号線そのものにはしばしば米軍に属する車両、正確に言いますとYというナンバーをつけておりますけれども、米軍、軍人、軍属が所有する自動車、軍に直接所属をしている車の場合は別のナンバーがつきますから一般市民と同じナンバーですけれども、そのうち平仮名部分が一六号線に変わっているあれですね。米軍、軍人、軍属の所有する車両ですけれども、常にとまっています。そういうすると一六号線に駐車することそのものが大変に大胆なことだと思えますけれども、そのことによりまして一六号線近くに通る子供たちが、一六号線の歩道がないということもありまして、実際には一六号線の中まで入って通学、通園をしなければいけない事態が一つ起っております。このことは大変再三にわたりますして市民の皆さんからの通告その他がありましてかなり解決の方向に向かっていますけれども、それが一つ。

それからもう一つは、やはり東福生のそばで米軍、軍人、軍属の一部によりましてけれども、中古車センターのようなものがありまして、これが東福生からFENに向かう通りの所に關しまして、法務省通りに向かう通りに關しましてはほぼ道路の上を占拠

状態になっている。しかもナンバーすうついでないような車が置いてあつてそこで仕事を
している。市道を使うのが商売というのはいろいろな例がありますけれども、余りにもあつ
かましいのではないかとはいふふうに思つてゐます。

それからもう一つは保健所の通りの所、富士見通りの先ですけれども、そこに自由
広場が今あります。つまりハ小子定地がありますけれども、その前の安全地帯の
所に常にヤナンバーがとまり続けている。そこも小學校の通学路になるわけですが
れども、結局のところ車の往來の多い所に出て通勤あるいは通学をせざるを得
ないといふようなことが次々と起きています。

そのことそのものは警察の問題であり、あるいはモラルの問題なのかもしれません
けれども、基本的にはやはり市行政そのものが基地を抱えている所として、基地側に
対して毅然たる態度をとつていかなければ証拠ではないかといふふうに思つてゐます。問題
そのものの具体的なことからいえば駅前東口のマクドナルド前の駐車につきまして
も再三にわたつて市議会の問題になっております。大きな英語の看板をつけ
たり、いろいろな努力をしてみますが結局のところ、そこにまつてゐるアメリカ
軍人、軍属と話をしてしまつても、これは構わないんだといふことや、あるいは日本の車

がとまつてゐるからいいじゃないか、あるいは警察に言つても何もされないから構はないとい
ふようなことを言ひ返してきます。そのことそのものは警察の力が弱い、あるいは全く旧
占領軍のような形での感覚にあるのかもしれませんけれども、いずれにしても行政の
かなり毅然たる態度が必要ではないかと私は考へております。

特にその生活そのものから見たものの通学の問題になりますので非常に問題で
はないかといふことを思ひまして、具体的な解決と、さらには市長の见解といふものを
伺つておきたいといふふうに思ひます。

それから続きましては、九月から十一月期の飛行機の具体的な離発着の数につ
いても伺つておきたいといふふうに思ひます。

次に教育行政についてといふことです。

教育委員が新しく選任をされて、教育委員会そのものは大変張り切つて
またスタートをしたのではないかとはいふふうに思つてゐます。あるいは八月に起きたテレ
ビ朝日のやうな事件や昨今のいじめの問題等々で大変に教育委員会そのものは
忙しいことになつて、委員さんたちの活躍といふのは期待されるわけですが、
実はその教育委員会というものが、やはり一般の市民の目から見ますと教育委員が

人が決まらうお任せではしてゐるにしても一体どこで何をどういうふうにしてやつてゐるのかといふことがよくわからないうといふことがあります。

例えば行政の中の教育行政と似たような形でしようけれども、市の一般行政に關しては、このような形で議会が開かれ、公開され、傍聴が行われ議会報告といふ形が出る中で、市民の皆さんがそれだけ日常生活に關係のある市行政が一体どのような、だけれどどこでやつてゐるのかといふことが非常によくわかつてゐる。それが戦後培われてきた民主主義の最もよいところではないかと私は思いますけれども、教育委員会についてはどうもよくわからないといふことがありまして、教育委員会の傍聴といふのはどのような体制になつてゐるのかといふことを一般質問で伺つておきたいと思つてゐます。

あるいは教育委員会の傍聴に關しては、あるいは教育委員会の開催に關してはどのような形で広聴、広報を行つてゐるのかといふことをあわせて伺つておきたいと思ひます。

よりたくさんの人に目がいけば、あるいはうわさを聞けば、教育委員会についてはこういう教育といふのが大変な時期ですから、ぜひ傍聴したい、教育委員会の委員の皆さんの生の声を聞きたいといふ市民の方もたくさんありますので、できるだけ公開

開の原則に立ち上つての便宜を図るといふ意味でも教育委員会の見解や、あるいはどのような形で行つてゐるのかといふことを伺つておきたいと思つてゐます。

二番目のやらで事件についてです。

いわゆるテレビ朝日のやらで事件についてですけれども、それにつきましては余り深く追及するといふ形ですでにやらで事件につきましては児童や、あるいは生徒の中にもいろいろな形でもつて反論が起つておりますので、ここでさらに聞く気はないんですけれども、ただ教育委員会の見解といふことが少しは知りたいたいといふふうに思つてゐます。

現実には、テレビ朝日との間に謝罪を行つてゐるといふようなことが起りましたりして、現実には全くそのとおりなんですけれども、やつたことからいへばテレビ朝日の方でやつたことけもう一〇〇%悪いんですわ。しかしながら、すべての責任がテレビ朝日にあるわけではないといふふうに思ひます。当然のように、その原議員の一般質問の中にもありましたけれども、やはり意見としては、僕も福生の市民として大変に残念ですけれども、やっぱり福生かといふようなことを言ふところがあるわけですね。つまり福生だからこういうことがあったんじやないかといふような言われ方をすると、今までやはり教育委員会としては、このようなことが起るような土壌で、あるいはこういうことが起るような背景みたいなことがあったわけでは

いかと考へてゐると思ふんです。

それと對して一体どうするに對処し、これからどう考へていくのか。学校長や教頭に任ざれば済むということではないと思ひますし、現実には教育委員会そのものの要領や責任というところがこのテレビ朝日事件で、最も悪いのはテレビ朝日であるし、被害者は生徒ではありませんけれども、教育委員会の方針と教育委員会教育行政に對する態度や、あるいは教育行政に起つてしまつたことが非常に可成り多岐的だと思ひますけれども、そこに至るような教育行政の問題がなつたのかということでも、ぜひ教育長の見解を伺いたいというふうに思つております。

それから、その次が前回から續いての質問ですけれども、在日外国人の登録事務についてです。

このことにつきましては、前回法務省の通達とありに行つたといふことが起つておりました。現実にも法務省の通達とあり行つてゐるといふことが実態であるようですけれども、実態がどのようなふうになつてゐるかを御報告を願いたいというふうに思ひます。

特にその問題になりますのは、法務省の通達とありという表現ですけれども、法務省の通達とあり外国人登録事務を行つてゐるのは、実は東京二十六市ではほとんど

ないんです。言つてみますと福生市ぐらいしかもう残つてゐないといふのが現実でして、何が問題かと言つて我々一般市民——在日外国人ではない市民の方は、市民であることの証明は住民票で行うわけでして、在日外国人の場合には登録済証というのが住民票のかわりにあります。法務省はどうか言つてゐるかと、例えば指紋押捺をしないのであれば指紋押捺をしないといふことはつまりして、それでその登録済証を出してないといふようなことを言つてゐるわけですからけれども、現実にはどうなりますと、市民を証明するものには法的なチェックがつかつてゐて、そこが書き加えられるという大體不利な事態が起つてゐることを考へられるわけです。よく考へてみますと在日外国人——朝鮮の人であつたか中国の人であつたか韓国の人であつたか国々見れば、つまり法務省から見れば日本人か外国人か人ですけれども、市民の我々と同じ立場から見れば全く同じ市民なわけです。市役所から見ても市長から見ても全く同じ市民なわけですからけれども、それが同じような権利を得られたいといふ一体どういふことかといふことを私は考へてゐます。

今の在日外国人登録についてでは、実態と中身と、それから法務省通達との關係につきましても、はっきりしたお答えをもう一回伺つておきたいというふうに思ひます。

最後になりますけれども、市長の諮問機関ということについて質問していきたいと思つて

います。

市長の諮問機関というのは、実はただいま進行中というふうに聞いております。行革審を初めといたしまして、保育料の審議会であるとか幾つかの審議会があるというふうに思っております。これにつきましてまたまた市民の皆さんは興味関心が高いところがありますけれども、なかなか市民の皆さんの目に審議の状況というものが映りにくいということがあります。もう一人諮問機関ですから市長が聞けたいというふうになればなるかもしれませんけれども、しかしながら、考え方が違いますと税金を使っているわけですから、税金を払う方からいえばすべてのものが明らかになるというわけには困るということがあります。これも非常に重要な民主主義の原則であると思っております。その原則から言いますとやはりなかなか諮問機関につきましてはよくわからないというものが現状だと思っております。

特に保育料の問題につきましては、かつて傍聴する困るというふうなことを言われたこともありますが、これも現実と今、それでは諮問機関というわけは二三年ぐらゐの間にはどのような形のものか行われ、どのような形で公開され、報告されているかということについて具体的に伺っておきたいと思っております。

あわせて今後の方針としまして、それら諮問機関に関して、あるいは各例設置に

おきましてまたまたすけれども、傍聴、広報等についてのことはどのような考え方を持つかということもあわせて伺っておきたいと思っております。

以上、四点が私の今回の通告に基づく一般質問です。以下は自席から質問という形で行いたいと思っております。答弁、よろしく願います。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に日米合同演習時のF16の飛来についてでございますが、日米共同訓練につきましては防衛施設庁に行ったときに東富士及び北富士演習において陸上自衛隊と米陸軍による共同訓練が十一月の七日から二十一日までの間に実施する旨の話をお伺いしました。

F16の飛来につきましては、その後基地に確認いたしました。十八日でございますけれども、この訓練に参加するために三沢から四機が飛来してきたものでして、このことにつきましては国、基地からも連絡はございましてした。なお、この確認のときに、飛行の件についてはぜひとも安全飛行とすることについて要請をしております。

次に正月三日の飛行についてでございますけれども、本件につきましては第一回定例会でいろいろと御指摘をいただけたところでございますけれども、明け三日間の飛行につきま

しては、去る十二月六日、司令官あてに文書を提出したところでございます。本年は、要請したにもかかわらず一月の二日に最大数となり、すこし残念な結果となりました。また近いうちに司令官にお会いする機会がございますので、本年のようになりたくないよう強く要望したいと考えている次第でございます。

次に市民生活への影響についてでございますけれども、御指摘の道路工での自動車駐車問題でございますけれども、福生警察署ともいろいろと協議をしておるところでございます。駐車問題は、車社会と言われる今日ではこの市町村も共通の悩みで、ドライバーのマナーもあり、困った問題であると思います。今後につきましては、福生の警察署及び司令官とも十分に協議を重ねまして、ただいま御指摘をいただいた所を重点的に警察官のパトロール等をお願いし、要望してまいりたいと考えてあるわけでございます。

それから九月から十二月期の離着陸については担当部長より御答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

それから教育行政につきましても教育委員会から御答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に在日外国人登録事務についてでございますけれども、遠藤議員さんから再三にわた

り外国人登録につきましても御質問をいただいているところでございますけれども、今回の大量切りかえも福生市におきましては約八四％完了しております。実態につきましては部長から答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今後の方針につきましては、各市の状況を見ながら慎重に対処したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に市長の諮問機関であります審議会等についてでございます。

傍聴や広報の御質問でございますが、基本的には審議会の独立性を尊重し、その運営等は審議会自身でお決めたものであると考えております。したがって、むしろ審議会において多くの委員さんが自由に討論し、発言を拘束されないという面からは、傍聴等の公開は差し控えた方が望ましいのではないかと考えています。

次に、審議会の結果等については、広く市民に周知する場合には広報により行いたいと思います。なお、現在ある審議会の状況等については、担当の部長より答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○教育長(須崎 進君) 　　自席からお許しをいただきますと、教育行政について御答弁を申し上げます。